

災害拠点病院の指定について

1 目的等

被災地の医療の確保、被災した地域への医療支援等を行うため、次の災害医療支援機能を有し、24時間対応可能な緊急体制を確保する災害拠点病院を整備する。

- (1) 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能
- (2) 患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能
- (3) 自己完結型の医療救護チームの派遣機能
- (4) 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能

2 根拠

災害拠点病院整備事業実施要綱

3 整備基準

- (1) 災害拠点病院として、必要な施設を有するものとする。
 - ア 病棟(病室・集中治療室等)、救急診療に必要な診療棟(診察室、検査室、エックス線室、手術室、人工透析室等)、災害時における患者の多数発生時に対応可能な居室等及び簡易ベッド等の備蓄倉庫
 - イ 救急診療に必要な診療棟は耐震構造であること。
 - ウ 電気等の生活必需基盤の維持機能
 - エ 基幹災害医療センターにおいては、災害医療の研修に必要な研修室
 - オ 原則として、病院敷地内にヘリコプターの離発着場を有すること。
やむなく病院敷地内に離発着場の確保が困難な場合は、病院近接地に非常時にも使用可能な離発着場を確保すること。
- (2) 災害拠点病院として、必要な診療設備等を有するものとする。
 - ア 広域災害・救急医療情報システムの端末
 - イ 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備
 - ウ 患者の多数発生時用の簡易ベッド
 - エ 被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機等

4 現在の指定状況

◎印は基幹災害医療センター

医療圏	災害拠点病院	医療圏	災害拠点病院
東部 I	◎徳島県立中央病院 健康保険鳴門病院	南部 II	徳島県立海部病院 海陽町立海南病院
東部 II	麻植協同病院	西部 I	つるぎ町立半田病院
南部 I	徳島赤十字病院 阿南医師会中央病院	西部 II	徳島県立三好病院

5 今後の整備方針

三連動地震をはじめ大規模災害の発生に備え、大きな被害が予測される県南部地域からの患者受け入れを円滑に行うため、東部圏域において、災害拠点病院の追加指定を行う。

また、多くの医療機関が被災し、軽症から重症患者までが「災害拠点病院」に集中することが懸念されることから、こうした状況への「備え」を強化するため、本県独自の取り組みとして、「災害拠点病院」を支援・補完する役割を担う医療機関を新たに「災害医療支援病院」として、各医療圏ごとに複数指定を行う。

6 申請病院の概要 (申請書については別添のとおり)

(1) 申請者：徳島大学病院

(2) 病院の概要：

- ① 所在地：徳島市蔵本町2丁目50-1
- ② 開設者：国立大学法人 徳島大学
- ③ 病床数：696床（一般643床）
- ④ 診療科目：内科、精神科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、産婦人科 等
- ⑤ 特記事項：3次救急医療機関、総合周産期母子医療センター、がん診療連携拠点病院、臨床研修指定病院 等

(1) 申請者：徳島市民病院

(2) 病院の概要：

- ① 所在地：徳島市北常三島町2丁目34番地
- ② 開設者：徳島市
- ③ 病床数：339床（一般339床）
- ④ 診療科目：内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、泌尿器科、皮膚科、産婦人科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科 等
- ⑤ 特記事項：2次救急医療機関、がん診療連携拠点病院、臨床研修指定病院等